

電波廳
第一〇〇〇
〇〇〇

類別
文書
案
前

24年9月26日
號
號
校
合
書
決
裁
發
送

大臣了
長官了
事務次官了
政務次官了
大倉了

(電波廳)
文書課長了
法規課長了
法規了
庶務了
部長
課長
係長
(本省)
文書課長了
審議室長了

旧
安
未

内閣総理大臣了

閣官了
閣官了
閣官了

人事課長

総理府事務官

電波廳

電波廳印信 / 六 / 四 / 子

類別
文書
案
發
送

24年9月26日	
號	
號	
淨書	校合
決	
裁	
發	
送	

大臣了
政務次官了
事務次官了
長官了

內閣總理大臣

內閣官房長官

人事部長

總理府事務官

(電波廳)
文書課長了
法規課長了
部長
課長
係長
庶務了

文書課長了
法規課長了
審議室長了

電波廳

電報監理委員会設置法案について

電報監理委員会設置法案（別冊）を第六國會に提出方取り選びの

こととしたらしい。

(参考)

本法案中内閣及び内閣総理大臣の権限等關しての規定事項

一、総理府の外局として電波監理委員会を置く。(二条)

一、委員会は委員長一人及び委員六人をもって組織し、委員長は國務大臣をもつて充てる。(三条)

一、委員は両議院の同意を得て総理大臣が任命する。(閉会又は解散のため國會の同意を得らざるときは、任命後最初の國會において同意を求めらる。)(五条)

一、委員のうち四人以上の者が同一政黨に屬することとなつた場合は三人を超えざる員數(委員長及び委員を合せ四人以上)の場合に在つたときは二人を超えざる員數の委員は総理大臣が兩議院の同意を得て罷免する。又自身に故障のある委員、非行があつた委員は総理大臣が兩議院の同意を得て罷免する。(十条)

一、兩議院の同意を得て日本放送協會に対し委員会を認可を与ふることを得る。(十五條の四十号)

総理廳

一、委員会は重要決定事項をその都度総理大臣に報告する。委員会は毎年一回重要決定事項を総理大臣を経由して国会に報告する。委員会が必要と認められた場合、国会の要求があつた場合と同様とする。

(十七条)

一、内閣は、総理大臣の請求があつたときは委員会に議決を再審議しその意見を附して委員会の再議に附することができる。この場合内閣は、委員会の意見を充分に考慮しなげなければならない。委員会は再議決を行う場合は内閣の意見を尊重しなげなければならない。委員会が再議決を行わず、又は内閣の意見を尊重して再議決を行わないときは、総理大臣は委員会の議決した事項の全部又は一部を変更し得る。

(十八条)

一、総理大臣はこの法律施行前には委員長及び委員となるべき者を指名し、委員については任期を定める。

(附則二のニ及び三)

総理 廳

電波監理委員会の機構概要

現在電と氣通信者の外局たる電波庁（職員定員三八・二人）を次のとおり機構に改め總理府の外局として設置する。

（委員会）

（事務局）

委員長ト委員
（國務大臣）
（六人）

電波管理総局
（電波管理長官）

官庁

法規經濟部

施設監督部

電波部

地方支分部局

関東電波管理局外九局

附属機関

電波技術審議会

電波観測所

職員訓練所

總理廳

昭和二十四年九月二十一日

電波監理委員会設置法案

電
波
廳

(この法律の目的)

第一條 この法律は、電波監理委員会の所掌事務の範圍及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

(設置)

第二條 電波を規律し、その公平且つ能率的な利用を図るとともに、放送が公共の福祉に適合して行われることを確保するため、國家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三條第二項の規定に基づいて、総理府の外局として、電波監理委員会を設置する。

(電波監理委員会の組織)

第三條 電波監理委員会は、委員長一人及び委員六人をもつて組織する。

2 電波監理委員会の長は、委員長とし、國務大臣をもつて充てる。
(委員長)

第四條 委員長は、電波監理委員会の会務を総理し、電波監理委員会を代表する。

2 委員長事故あるとき又は欠員るとき前項に掲げる委員長の職務を行わせるため、副委員長一人を置く。

3 副委員長は、委員のうちから互選した者について委員長が任命する。

4 電波監理委員会は、あらかじめ委員のうちから、委員長及び副委員長共に事故ある場合に、第一項に掲げる委員長の職務を行う者を定めておかなければならない。

(委員の任命)

第五條 委員は、公共の利益に關して公正な判断をすることができ、且つ、廣い経験と知識とを有する者のうちから、兩議院の同意を得て内閣総理大臣が任命する。

2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、國會の

閉会又は衆議院の解散のために、両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、両議院の同意を得ないで委員を任命することができる。この場合においては、任命後最初の国会において、両議院の同意を得なければならぬ。

3 左の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者

二 禁^二以上の刑に処せられた者又は電波法（昭和二十^四年法律^第九^号）第九^号章に規定する罪を犯し、刑に処せられた者

三 国家公務員であつて懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

四 国会議員

五 政党の役員（任命の日以前一年間においてこれに該当した者を含む。）

六 無線設備若しくはその機器の製造、販売若しくは工事の業者、放送事業者又はこれらの者が法人であるときは、その役員若しくはその事業株式の十分の一以上を所有する者（任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。）

七 前号に掲げる事業者の団体の役員（任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。）

4 委員の任命については、委員長を含み、そのうちの四人以上が同一の政党に属する者となることとなつてはならない。

（宣誓及び服務）

第六條 委員は、任命後、最高裁判所長官の面前において、国家公務員法第六條第一項に規定する宣誓に準ずる宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行つてはならない。

2 国家公務員法第九十六條、第九十八條から第二百二條まで及び第百五條の規定は、委員に準用する。

(兼職の禁止)

第七條 委員は、營利を目的とする団体の役員となり、又は自ら營利事業に従事してはならない。

(任期)

第八條 委員の任期は、六年とする。但し、補欠の委員は、前任者の残任期間在任する。

2 委員は、再任されることができない。

(退職)

第九條 委員は、左の各号の一に該当する場合においては、当然退職するものとする。

一 第五條第二項後段の規定による両議院の同意が得られなかつた場合

二 第五條第三項各号の一に該当するに至つた場合
(罷免)

第十條 委員のうち四人以上の者が同一の政党に所属するに至つた場合においては、これらの者のうち三人を超える員数の委員は、内閣総理大臣が両議院の同意を得て、これを罷免する。委員長及び委員を合わせ四人以上の者が同一の政党に所属するに至つた場合においては、二人を超える員数の委員を同様に罷免する。

2 委員が左の各号の一に該当するときは、内閣総理大臣は、両議院の同意を得て、これを罷免する。

一 職務の遂行に^たたえない心身の故障がある場合

二 職務上の義務に違反し、その他委員たるに^たたえない非行があつた場合

(報酬)

第十一條 委員は、予算の範囲内で、一般職の國家公務員の最高の報酬よりも高く、國務大臣のほう、給よりも低い額の範囲内の報酬を受ける。

(電波監理委員の任期)
 第十二條 委員であつた者は、その退職後一年間は、第五條第三項第六号及び第七号に掲げる職についてはをらまい。
 (会議及び手続)

第十三條 電波監理委員会が第十四條に掲げる事務を行うには、本條に定める会議の議決によらなければならぬ。
 2 電波監理委員会の会議は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ、議事を開き、議決することができぬ。
 3 電波監理委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。
 4 電波監理委員会の会議の議事は、議事録として記録しておかなければならぬ。この記録は、電波監理委員会の定める手続により、公衆の閲覧のために公開されなければならぬ。
 5 前項の規定により電波監理委員会が定めた手続は、官報で公示す

る。

6 前四項に定めるものの外、電波監理委員会の会議の議事に關し必要事項は、電波監理委員会が定める。
 (電波監理委員会の所掌事務)

第十四條 電波監理委員会は、左に掲げる事項並びに電波及び放送の規律に關する法律の規定によりその所掌に屬せしめられた事項その他電波の規律(放送に關するものを含む。)
 一 電波行政の基本方針の決定(放送に關するものを含む。)
 二 電波の管理に關する實際的及び地域的な條約、規則及び協定の立案(放送に關するものを含む。)
 三 電波の規律に關する法令の立案及び電波監理委員会規則の制定(放送に關するものを含む。)
 四 電波監理委員会の処分に対する異議の申立の受理

(電波監理委員会の権限)

第十五條 電波監理委員会は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律(法律に基く命令を含む。)に従つてなされなければならない。

- 一 予算の範囲内で、所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。
- 二 収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支拂をすること。
- 三 所掌事務の遂行に直接必要な事務所、業務施設及び研究施設等を設置し、~~建築~~及び管理すること。
- 四 所掌事務の遂行に直接必要な業務用資材、研究用資材及び事務用品等を調達すること。
- 五 不用財産を処分すること。
- 六 職員の任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。
- 七 職員の厚生及び保健のため必要な施設をし、及び管理すること。
- 八 職員に貸與する宿舍を設置し、及び管理すること。
- 九 所掌事務に関する統計及び調査資料を作成し、刊行し、及び有償又は無償で頒布すること。
- 十 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をとること。
- 十一 所掌事務の周知宣傳を行うこと。
- 十二 電波監理委員会の公印を制定すること。
- 十三 職員を訓練すること。
- 十四 所掌事務に関し、損害を賠償し、又は損害の賠償を受け、並びに損失を補償し、又は損失の補償を受けること。
- 十五 所掌事務に係る公益法人その他の団体につき、許可若しくは認可を與え、又はその許可若しくは認可を取り消すこと。
- 十六 所掌事務に関し、届出をさせ、報告を徴し、又は必要な命令をすること。

十七 電波の利用に関する業務、科学及び技術に関し、会議、研究会、討論会、展覧会その他の催しを主催し、若しくは援助すると。

十八 電波の利用に関する業務、科学及び技術に関し、功勞があり、又は優秀な成果を挙げた個人若しくは団体を表彰すること。

十九 政府機関、個人又は会社その他の団体の無線設備の建設保存の計画を調整し、承認し、許可し、及びその実施を監督すること。

二十 無線設備の機器の割当をすること。

二十一 無線局並びに無線通信用の機器及び素材に関する統計、記録その他の資料を関係政府機関から提出させること。

二十二 所掌事務を遂行するに必要な無線技術の基礎的又は実用化に関する研究及び調査をすること。

二十三 所掌事務を遂行するに必要な電波の利用に関する業務及び技術に関し、その研究及び調査を部外の研究機関に委託すること。

二十四 機器、物品及び素材を購入するにあたりその納入検査を電波監理委員会でを行うことを不利と認めるものを部外の検査機関に委託すること。

二十五 所掌事務の運営に必要な特許権及び実用新案権又はその実施権を取得すること。

二十六 電波の管理に関する國際的取極を協議し、及び締結すること並びに電波管理行政主管廳として國際電氣通信連合及び外國の政府若しくは諸機關と連絡交渉すること。

二十七 政府機関、個人又は会社その他の団体によつて所有される無線設備及び無線局の建設、設置又は運用に対する申請を許可すること。

二十八 無線局を規律し、検査し、及び監督すること。

二十九 電波を統制し、監視し、（電波の電波又は通信の規正について指示し、その他電波を予の事務を行ふこと。）本條を規律すること。

三十 無線局の免許人の同意を得て、無線局に職員を駐在させて業務

射電波を監視し、並びに電波法の電波又は電波の発射に關する規定の修正について指
示をすること。

三十一 周波数標準値を定め、標準電波を放射し、及び標準時を放
送すること。

三十二 無線設備の技術基準を定めること。

三十三 無線設備の機器の型式検定をすること（委託によるものを
含む。）。

三十四 無線従事者の資格を定め、資格検定をし、及び無線従事者
免許を與へること。

三十五 無線従事者免許を取消し、又は停止すること。

三十六 委託により、無線設備及びその機器の検査又は較正を行う
こと。

三十七 委託により、周波数を測定し、その結果を通知すること。

三十八 無線局免許の有効期間を定めること。

三十九 放送法の規定により日本放送協会及びその他の放送事業者
を監督し、所要の報告を行うこと。

四十 放送法第三十九條の規定により同院の同意を得て、日本放
送協会に對し認可を與へること。

四十一 放送用受信機器の修理業者の配置、業務状況につき調査す
ること。

四十二 前各号に掲げるものの外、法律（法律に基く命令を含む。）
に基き、電波監理委員会に属させられた権限

（規則の制定）

第十六條 電波監理委員会は、その所掌に属させられた事務を実施す
るため、法律の規定に従い、電波監理委員会規則を制定することが
できる。

（報告）

第十七條 電波監理委員会に、第十四條第一号から第三号までの事項

及びその他重要な事項について決定した事項を、その都度内閣総理大臣に報告しなければならぬ。

2 電波監理委員会は、毎年一回前項に掲げる決定事項につき、内閣総理大臣を経由して、国会に報告しなければならぬ。電波監理委員会は必要と認められた場合又は国会の要求があつた場合も同様とする。

(内閣との関係)

第十八條 内閣は、内閣総理大臣の請求があつたときは、電波監理委員会の議決(電波法第七章に定める異議の申立に関する電波監理委員会の決定を除く。)を再審議し、その意見を附して、電波監理委員会の再議に附することができる。この場合において、内閣は、委員の意見を十分に考慮しなければならない。

2 電波監理委員会は、前項に定めるところにより再議決を行う場合には、前項の内閣の意見を十分に尊重しなければならない。

3 前各項の場合において、電波監理委員会が再議決を行わず、又は第一項の内閣の意見を尊重して再議決を行わないときは、内閣総理大臣は、第一項の電波監理委員会の議決した事項の全部又は一部を変更することができる。

(審理官)

第十九條 電波法第七章に定める審理を公平に行うため、電波監理委員会に審理官五人以内を置く。

2 審理官は、電波監理委員会から附託せられた事案の審理を主宰し、審理の結果に基づき、^{審理官}審理の判断を電波監理委員会に報告する。

3 審理官は、電波監理委員会の同意を得て、委員長が任命する。罷免するときも、同様とする。

(事務局)

- 第二十條 電波監理委員会の事務局として電波管理総局を置く。
- 2 電波管理総局の長は、電波監理長官とする。電波監理長官は、電波監理委員会の指揮監督を受け、局務を統理する。
- 3 電波監理長官は、電波監理委員会の同意を得て、委員長が任命する
- 4 電波監理委員会は、第十四條各号に掲げる事項に関するものを除き、その権限の全部を、電波管理総局に行わせることができる。

(内部部局)

第二十一條 電波管理総局に、官房及び左の三部を置く。

法規經濟部
施設監督部
電波部

(官房の事務)

第二十二條 官房においては、電波監理委員会の所掌事務に関し、左に

掲げる事務をつかさどる。

- 一 機密に関すること。
- 二 公印を制定し、及び管理すること。
- 三 公文書類を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。
- 四 総合調整をすること。
- 五 無線局の免許(予備免許を含む。)並びに無線局を公衆通信の用に供させることについての法規經濟部及び施設監督部の意見をとりまとめて電波監理長官に提出すること。
- 六 部局の設置及び廃止に関すること。
- 七 第十三條に定める委員会の会議に関すること。
- 八 審理官の庶務に関すること。
- 九 国会との連絡に関すること並びに国会に対する報告書を取りまとめること。
- 十 渉外事務に関すること。

- 十一 監察を行うこと。
- 十二 周知報道に關すること。
- 十三 政府機關、個人又は会社その他の團體の無線設備の建設保存の計画を調整し、承認し、許可し、及びその実施を監督すること。
- 十四 個人又は会社その他の團體の要求する機器、物品及び素材の需要計画を取りまとめ、及びその割当をすること。
- 十五 所掌事務に關する統計の作製及び資料の収集並びに印刷物の頒布及び刊行を行うこと。
- 十六 職員の訓練計画を設定し、及び訓練の実施を管理すること。
- 十七 訓練施設を設置し、及び管理すること。
- 十八 職員の定員、職階、任免、勤務條件、服務規律、勤務成績、人事記録等の身分及び給與に關すること並びに職員の結成する團體との交渉及び職員の苦情の処理等に關する事項を處理すること。

- 十九 職員の厚生、保健及び教養に關すること並びに職員に貸與する宿舍を設置し、及び管理すること。
- 二十 予算案を作成し、及び成立予算の実行計画を設定し、並びに実行予算の実施を監視すること。
- 二十一 歳入歳出の調定及び出納並びに財務及び会計に關する法令の定めるところに従い、必要な事務を處理すること。
- 二十二 機器、物品及び素材の需要計画を設定し、並びに機器、物品及び素材を割り当て、調達し、出納し、及び保管すること。
- 二十三 土地、建物、工作物及び舟艇を調達し、及び管理すること。
- 二十四 國有財産を管理すること。
- 二十五 不用財産を処分すること。
- 二十六 所掌事務に關し、損害を賠償し、又は損害の賠償を受け、並びに損失を補償し、又は損失の補償を受けること。
- 二十七 他の部局の所掌に屬しない事務に關すること。

(法規經濟部の事務)

- 第二十三條 法規經濟部においては、左に掲げる事務をつかさどる。
- 一 技術基準、運用及び設備の基準、通信士の資格、運用方法、周波数の割当、無線局及び同線の免許、呼出符号の指定等電波の管理に関する国際的及び地域的な條約、規則及び協定に関すること。
 - 二 電波監理委員会の所掌事務に関し、國際電氣通信連合との連絡に関すること並びに電波の管理に関する國際的委員会、連合會議その他類似の會議に代表者を派遣すること。
 - 三 電波の管理に関する國際的及び地域的な條約、規則及び協定その他の法令を立案すること。
 - 四 無線従事者の資格及び免許に関すること。
 - 五 無線局の免許（予備免許を含む。）並びに免許された無線局について法律的、経済的及び社会的な審査を行うこと。
 - 六 電波法附則第 項の規定に基き、無線局を公衆通信の用に供することについて、法律的、経済的及び社会的な審査を行うこと。

日本放送協会及び

その他の団体

七
八
九
十

電波に関する公益法人の許可及び監督に関すること。
放送用受信機器の修理業者の配置及びその業務状況の調査すること。
前各号に掲げるものの外、電波の統制及び規律に関する法律的、

経済的及び社会的な事務を処理すること。

(施設監督部の事務)

- 第二十四條 施設監督部においては、左に掲げる事務をつかさどる。
- 一 無線局の免許（予備免許を含む。）について技術及び運用上の見地から審査を行うこと。
 - 二 無線局を分類し、その業務を定めること。
 - 三 電波の型式、周波数、呼出符号、運用時間その他無線局の運用に関する条件を定めること。
 - 四 電波に関する國際的及び地域的な條約、規則及び協定に従い、無線局の免許、廃止等に関し國際周波数登録委員会に対し通告その他の連絡をすること。
 - 五 無線局の規律、検査及び監督に関すること。

六 前項の規定に基き、無線局を公衆通信の用に供す
たることについて、技術及び運用上の見地から審査を行うこと。
七 前各号に掲げるものの外、電波の統制及び規律に關し技術及び
運用部面の事務を処理すること。

(電波部の事務)

第二十五條 電波部においては、左に掲げる事務をつかさどる。

- 一 電波監理委員会の所掌事務を遂行するに必要なる無線技術の基礎的又は実用化に關する研究及び調査をし、又はこれを外部の研究機関に委託すること。
- 二 前條第三号の規定による指定のために、周波数を選定すること。
- 三 周波数標準値を定め、標準電波を発射し、及び標準時を放送すること。
- 四 無線設備の機器及び測定法の技術基準を定め、並びに其の型式檢定をすること。
- 五 電波の傳はん狀況を予報し、及び電波傳はんの異常に關して警報を発すること。
- 六 電波を監視し、及び規正するに關して指示を發すること。
- 七 免許を受けないで施設した無線局を探査すること。

八 電波に關する國際的及び地域的な條約、規則及び協定に従い、

電波の監視及び規正に關し、國際電波監視機關との連絡及び資料の交換を行うこと。

九 無線用水晶片、周波数測定器具、その他無線用測定器を校正すること。

十 電波監理委員会の所掌事務を遂行するに必要なる施設を計画し、設置し、及び管理すること。

(地方支部) (地方支部) 第二十六條 電波管理總局の地方支部として、地方電波管理局を置く。

二 地方電波管理局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

九 國際通信諮問委員会との連絡及び資料の交換を行うこと。

名称	位置	管轄区域
関東電波管理局	東京都	東京都 神奈川縣 埼玉縣 群馬縣 千葉縣 茨城縣 栃木縣 山梨縣
信越電波管理局	長野市	長野縣 新潟縣
東海電波管理局	名古屋市	愛知縣 三重縣 靜岡縣 岐阜縣
北陸電波管理局	金沢市	石川縣 福井縣 富山縣
近畿電波管理局	大阪市	大阪府 京都府 兵庫縣 奈良縣 滋賀縣 和歌山縣
中國電波管理局	廣島市	廣島縣 鳥取縣 島根縣 岡山縣 山口縣
四國電波管理局	松山市	愛媛縣 徳島縣 香川縣 高知縣
九州電波管理局	熊本市	熊本縣 長崎縣 福岡縣 大分縣 佐賀縣 宮崎縣 鹿兒 島縣
東北電波管理局	仙台市	宮城縣 福島縣 岩手縣 青森縣 山形縣 秋田縣
北海道電波管理局	札幌市	北海道

- 3 地方電波管理局は、電波管理総局の事務の一部を分掌するものとし、その範囲は政令で定める。
 - 4 電波の監視及び規正並びに免許を受けないで施設した無線局を調査することについては、第二項の管轄区域にかかわらず、電波監視委員会が別段の定めをすることが出来る。
 - 5 地方電波管理局の内部組織は、電波監視委員会規則で定める。
 - 6 電波監視委員会は、地方電波管理局の事務の一部を分掌させるため必要がある場合は、電波監視局及び出張所を設けることが出来る。
 - 7 前項の電波監視局及び出張所の名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、電波監視委員会規則で定める。
- (電波監視官)
- 第二十七條 無線局が免許を受けないで施設されることを防止するため、電波管理総局に電波監視官百人以内を置く。
- 2 電波監視官は、電波監視委員会の職員のうちから、電波監視長官が命ずる。

3 電波監視官は、免許を受けないうて施設された無線局若しくはその疑いのある無線局を捜査するため、左に掲げる権限を有する。

- 一 免許を受けないうて施設された疑いのある無線局に臨検すること。
- 二 免許を受けないうて施設された疑いのある設備を捜索し、被疑物件を押収し、又は差押えること。
- 三 免許を受けないうて無線局を施設した疑いのある者を尋問し、被疑事項について調査を行い、結取書を作製し、又は必要のある場合は始末書を設けること。
- 四 必要のある場合に告発すること。
- 五 裁判所に対し、その名をもつて捜索許可状を請求し、並びに執行すること。
- 六 捜索許可状の執行について必要のある場合は、司法警察職員に補助を求めること。
- 七 電波監視官は、職務を行うにあつては、その身分を示す証票を

携帯し、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならぬ。

(附属機関)

第二十八條 左の表の上欄に掲げる機関は、電波管理総局の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種類	名称	目的
電波技術審議会	電波監視長官の諮問に應じて、電波の技術に関する事項について、調査審議すること。	
電波観測所	電波管理総局の事務を行うに必要を電波傳播の観測及び研究を行うこと。	
職員訓練所	電波管理総局の職員の訓練を行うこと。	

2 電波技術審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、政令で定める。

3 電波検査所及び職員試験所の名称、位置及び内部組織等、電波監理委員会規則で定める。

(職員)

第二十九條 電波監理委員会に置かれる職員は、任免、昇任、降任、感戒その他人事管理に關する事項については、國家公務員法の定めるところによる。

(定員)

第三十條 電波監理委員会に置かれる職員は、別に法律で定めらる。

(私企業からの隔離違反の罪)

第三十一條 第七條若しくは第十二條の規定に違反して、営利企業に地位についた者又は第五條第三項第六号若しくは第七号に掲げる者についた者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附則

- 1 この法律は、電波法施行の日から施行する。但し、附則第二項の二の規定は、公布の日から施行する。
- 2 法律（法律に基く命令を含む。）に別段の定めのある場合を除くの外、従前の電波法の機関及び職員は、この法律に基く相当の機関及び職員となり同一性をもつて存続するものとする。
- 2 の二 内閣総理大臣は、この法律施行前に、委員長となるべき者を指名し、及び第五條の例により、委員となるべき者を指名する。
- 3 前項により指名された委員長及び委員となるべき者は、この法律施行の時に於いて、この法律の規定により委員長及び委員に任命されたものとする。但し、その委員の任期は、第八條第一項の規定にかかわらず、内閣総理大臣の定めるところにより、それぞれ一年、二年、三年、四年、五年及び六年とする。

第二條中左のとおりに改める。

第六二號削除。

第六三號削除。

第十四號削除。

第五條中第一項第二號を削り、第三號を第二號とする。

第五條中左のとおりに改める。

第十四号の二中「電氣通信施設」とあるのを「電氣通信施設（無線設備を除く。）」に改める。

第十四号の三中「電氣通信機械」とあるのを「電氣通信機械（無線設備の機器を除く。）」に改める。

第十四号の四中「電氣通信業務」とあるのを「電氣通信業務（無線通信業務を除く。）」に改める。

第十四号の五中「電氣通信施設」とあるのを「電氣通信施設（無線設備を除く。）」に改め、「電氣通信用」とあるのを「電

の、従前の電波廳の機關及び職員は、この法律に基く相當の機關及び職員となり同一性をもつて存続するものとする。

3 最初に任命される委員の任期は第八條第一項の規定にかかわらず、内閣総理大臣の定めるところにより、それぞれ一年、二年、三年、四年、五年及び六年とする。

4 電氣通信省設置法（昭和二十三年法律第二百四十五号）の一部を次のよりに改正する。

目次のうち、第三章中「外局（第二十九條）第四十四條」にあるのを「外局（第三十九條）第四十四條」に改め、「第一節電波廳（第三十條）第三十八條」及び「第二節航空保安廳（第三十九條）第四十四條」を削る。

第二條中左のとおりに改める。

第十二号削除。

第十三号削除。

第十四号削除。

第五條中第一項第二号を削り、第三号を第二号とする。

第五條中左のとおりに改める。

第十四号の二中「電氣通信施設」とあるのを「電氣通信施設（無線設備を除く。）」に改める。

第十四号の三中「電氣通信機械」とあるのを「電氣通信機械（無線設備の機器を除く。）」に改める。

第十四号の四中「電氣通信業務」とあるのを「電氣通信業務（無線通信業務を除く。）」に改める。

第十四号の五中「電氣通信施設」とあるのを「電氣通信施設（無線設備を除く。）」に改め、「電氣通信用」とあるのを「電

氣通信用（無線通信用を除く。）に改める。

第十八号中「第九号、第三十五條第一号」を「第九号」に改める。

第二十号中「電氣通信業務、電波管理業務」とあるのを「電氣通信業務」に改める。

第二十三号中「電氣通信設備」とあるのを「電氣通信設備（無線設備を除く。）」に改める。

第二十四号から第三十二号までを削り、第三十三号を第二十四号とする。

第九條中左のごおり改める。

第十一号の二中「電氣通信施設」とあるのを「電氣通信施設（無線設備を除く。）」に改める。

第十一号の三中「電氣通信機械」とあるのを「電氣通信機械（無線設備を除く。）」に改める。

第十一号の四中「電氣通信業務」とあるのを「電氣通信業務（無線

通信業務を除く。）」に改める。

第十一号の五中「電氣通信施設」とあるのを「電氣通信施設（無線設備を除く。）」に改め、「電氣通信」とあるのを「電氣通信（無線通信用を除く。）」に改める。

第十一條第八号中但し書を削る。

第十二條第五号中「無線電信法（大正四年法律第二十六号）第六條」とあるのを「電波法（昭和二十年法律第 号）第 條」と改める。

第十五條中左のごおり改める。

第八号中「電波廳及び」を削る。

第九号中「電波廳及び」を削る。

第十六條中左のごおり改める。

第十五号中但し書を削る。

第十六号中「電波廳」を削る。

第二十四條第二十号中「電波廳及び」を削る。

第三章中左のとおり改める。

第二十九條中「電波廳」を削る。

「第一節電波廳」を削る。

第三十條から第三十八條までの各條削除。

「第二節航空保安廳」を削る。

第四十五條中「電波技術審議會」及び「電波鑑測所」を削る。

第四十六條第二項中「電波技術審議會に諮問する事項を除く。」を削る。

第四十六條の三を削る。

第四十九條削除。

第五十條中「電氣通信調整審議會及び電波技術審議會」とあるのを「及び電氣通信調整審議會」に改める。

第五十四條中「電氣通信大臣、電波監理長官」とあるのを「電氣通信

大臣」と改め、「地方機關、附屬機關及び地方支部分局」とあるのを「地方機關及び附屬機關」に改める。

5 總理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次のよ
うに改正する。

第十七條中「外國為替管理委員会」の次に「電波監理委員会」を加
える。

第十八條中

外國為替管理委員会 外國為替管理委員会令（昭和二十四年
政令第五十三号）

の次に

電波監理委員会 電波監理委員会設置法（昭和二十四年法律第
号）

を加える。

行政機関の職員定数は、昭和二十四年法律第二百二十六号（の一部を次のように改正する。）
第二條中

行政機関の区分	定員	備考
内閣府	二二六〇人	
外務省	三三三〇人	
文部省	一八八〇人	
農林省	一七二〇人	
厚生省	一七二〇人	
逓信省	一七二〇人	
建設省	一七二〇人	
陸軍省	一七二〇人	
海軍省	一七二〇人	
航空省	一七二〇人	
警察官	三三三〇〇人	は警察官とする。

地方自治体	定員	備考
計	一〇二五人	
	三六一三三人	

行政機関の区分	定員	備考
内閣府	二二六〇人	
公正取引委員会	三三三〇人	
全国選挙管理委員会	一八八〇人	
国家公安委員会	一七二〇人	
国家地方自治会	一七二〇人	
公営住宅管理委員会	一七二〇人	
林野管理委員会	一七二〇人	
官内務	一七二〇人	
特別区	一七二〇人	
計	三三三〇〇人	は警察官とする

改める。

7 国家行政組織法（昭和二十三年法律第五十号）の一部を次のよ
うに改正する。
（別表第一（第二十七條の規定に基く。）中

総連府	府省又は本部	委員	定内	公
	統計委員会 公正取引委員会 全国選挙管理委員会 国家公安委員会 公務員給与調整委員会 外務省管理委員会	会 	内 務 省 特 別 調 査 員 会 賠 償 庫 行 政 管 理 處 地 方 自 治 廳	國

を

賠償庫	一〇六二人
行政管理局	五五二人
地方自治廳	三五八人

に

電氣通信省	本 省 電 波 監 理 官 監 事 長 監 事 員	一三八八二人
航空保安廳	監 事 長 監 事 員	一〇九二人
計		一四三三二人

を

電氣通信省	電 氣 監 理 官 監 事 長 監 事 員	一三八八二人
航空保安廳	監 事 長 監 事 員	一〇九二人
計		一四三三二人

に

各省及信本部	委員 会	官 内 廳	公 團
總理府	統計委員會 公正取引委員會 全國選舉管理委員會 國家公安委員會 公職資格訴訟審査委員會 外國為警管理委員會 電波監理委員會	特別調達廳 賠償廳 行政管理廳 地方自治廳	

電氣通信省	電波監 航空保安廳	を
電氣通信省	航空保安廳	に改める。

8 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第五十六條第五項中「地方電波管理局の出張所」を「地方電波管理局の出張所、電波監視局、電波観測所」に改める。

9 左に掲げる法令中各省各廳の長又は各廳の長のうちには、電波監理委員會委員長を、各省各廳のうちには電波監理委員會をも含むものとする。

- 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）
- 會計法（昭和二十二年法律第三十五号）
- 國有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）
- 政府職員の新給與実施に關する法律（昭和二十三年法律第四十六号）
- 國家公務員の退職給付に關する法律（昭和二十四年法律第六十七号）
- 國家公務員の退職給付に關する法律（昭和二十四年法律第六十七号）
- 予算、決算及び會計令臨時特例（昭和二十一年勅令第五百五十八号）

10

國有財産法施行令（昭和二十三年政令第二百四十六号）
國家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）第二條
の規定にかかわらず、電波監理委員会の職員は、電氣通信省共済
組合に属するものとする。

11

電波監理委員会の職員及びその家族は、電氣通信省設置法（昭和二十三年法律第二百四十五号）第四十七條に規定する電氣通信
省の職員及びその家族とみなす。

裏面白紙

本法案中内閣及び内閣総理大臣の権限等に関する規定事項

<p>一 総理府の外局として電波監理委員会を置く。(二条)</p>	<p>同</p>
<p>一 委員会は委員長一人及び委員六人をもつ組織し。(五条)</p>	<p>同</p>
<p>委員長は國務大臣をもち充てる。</p>	<p>同</p>
<p>一 委員は両議院の同意を得て総理大臣が任命する。 (開会又は解散のため國會の同意を得られないときは、任命後最初の國會において同意を求めし。)</p>	<p>同</p>
<p>一 委員は任命後、内閣総理大臣の面前において、服務の宣誓をした後でなければ、職務を行つてはならない。</p>	<p>同</p>
<p>一 委員は両議院の同意が得られなかった場合は退職する。</p>	<p>同</p>
<p>一 内閣総理大臣は、委員が第七條第三項の各号</p>	<p>同</p>

總理廳

めくられず

裏面白紙

の二に該当した時は、罷免する。

(十三条)

一委員のうち四人以上の者が同一政党に属することを
なつた場合は三人を超えざる員数中委員長及び委員
員を各々一人以上本府控訴合は有るをまはす
人も超えざる員数の委員は総理大臣が両議院
の同意を得て罷免する。又自身に故障のあ
る委員、非行あつた委員は総理大臣が兩
議院の同意を得て罷免する。

(十一条)

一委員会に、会議を開き議決したるものは西暦日を
総理大臣に報告する。しかし総理大臣が必要を
ないと認めたる事項につき議決した場合は、この
限りでない。

又、無線局の設置状況を

放送番組の状況、改善策、日本放送協会の業

前案におそは
委員のうち四人が同一政
党に属する場合は三人を
超ざる員数。及び委員
長及び委員のうち四人以
上の同一政党に属する場
合は二人を超ざる員数を
免するものとす。

重要決定事項も
報告となつてい
又国会への報告事項
は、総理大臣に報告して
決定事項とあつたもの
上記の如く報告事項を
明定した。

総
理
廳

めくれず

裏面白紙

務の状況、振興の方策、無線設備の改善の方策、電波利用の業務技術、發達等を総理大臣を経由して(海軍)國會議員に報告する。(十八條)

一、内閣は、内閣総理大臣の請求があつた場合、委員会
の議決を審議し、意見を附し、委員会に再議を命
ずる。委員会は再議の場合内閣の意見を尊重
しなければならぬ。以上の事をせぬ場合総理大臣
は議決を變更することかできる。(十九條)

一、総理大臣は、この法律施行後最初に任命される委員
の任期を定める。(附則三)

前案と同格

同 右

総理 廳



